



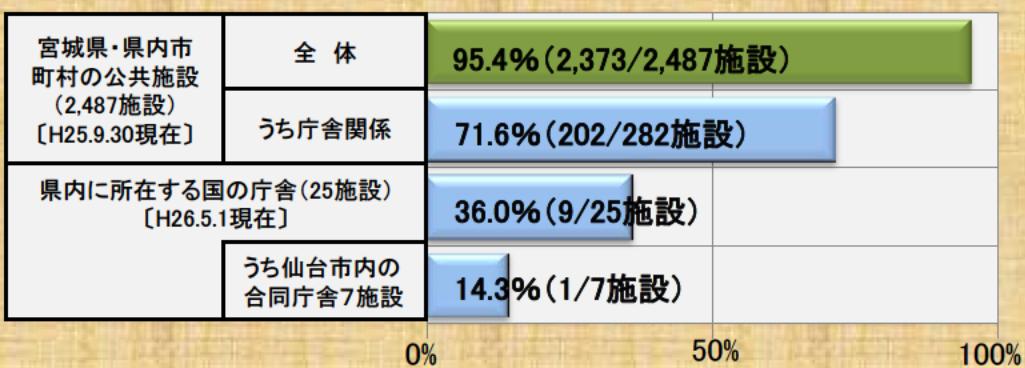
# 1 敷地内禁煙又は屋内禁煙への取組は、国の庁舎が低調

## 受動喫煙防止対策の動き

- 平成14年公布「健康増進法」  
官公庁施設等に対し受動喫煙防止対策を努力義務化
- 平成22年厚生労働省健康局長通知  
全面禁煙(屋内禁煙)は受動喫煙対策として極めて有効であり、少なくとも官公庁等は、全面禁煙とすることが望ましい。
- 仙台市は、平成26年3月に「仙台市受動喫煙防止対策ガイドライン」を策定し、市役所・区役所等の市立施設は、率先して敷地内禁煙又は屋内禁煙とする予定
- 宮城県も、平成26年度中に受動喫煙防止対策のガイドラインを策定する予定

## 調査結果

- 敷地内禁煙又は屋内禁煙の実施割合



(注) 1 「宮城県・県内市町村の公共施設」は、宮城県の調査結果による。

2 「県内に所在する国の庁舎」は、当局の調査結果による。



## 通知事項

国の庁舎の管理官署及び入居官署は、利用者の受動喫煙防止対策を一層推進するため、平成22年厚生労働省健康局長通知、宮城県及び県内市町村における取組状況、行政相談への苦情等を踏まえ、先行事例を参考にしながら、敷地内禁煙又は屋内禁煙の実施に向けて積極的に取り組むこと。

## 2 屋内禁煙でも受動喫煙のおそれあり

### 屋外喫煙場所についての指針等

#### ○ 平成15年人事院指針等

庁舎外に設ける喫煙所は、周囲の建物の状況、通行の流れ、天候による影響、事務室等からの距離等に配慮して配置すること。

#### ○ 平成22年厚生労働省健康局事務連絡

屋外の喫煙場所が施設出入口付近に設けられ、施設利用者がたばこの煙の曝露を受ける事例があるため、出入口から極力離すなど、必要な措置を講ずること。

### 調査結果

屋内禁煙としている国の庁舎8施設のうち、喫煙場所が庁舎の出入口付近に設置されているなど利用者が受動喫煙のおそれがあると考えられるものが、7施設(87.5%)

利用者が受動喫煙のおそれあり	施設数
敷地内どこでも喫煙可(※)	5施設
庁舎の出入口付近に設置	2施設
合 計	7施設

(※) 「敷地内どこでも喫煙可」は、携帯灰皿等を用いた敷地内での喫煙であり、風向き等によっては利用者が受動喫煙のおそれがあると考えられる。



### 通知事項

屋内禁煙として庁舎外に設ける喫煙場所については、周囲の建物の状況、通行の流れ、天候による影響、庁舎の出入口等からの距離等を十分勘案して、利用者の受動喫煙防止を図ること。

